

千葉市災害時要配慮者支援計画の概要

第1編 総則

第1章 総論

- 「要配慮者」は、「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」、「避難行動要支援者」は「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」と定義している。

第2章 要配慮者支援対策の体制整備

- 自助、共助、公助で役割を分担し、これらが協力・連携して、平常時から支援体制の整備を推進していく。
- 市は、平常時は、「要配慮者対策推進部会」を設置し、本計画に基づく施策の進行管理や本計画に基づく事務の実施にあたる。
- 市は、災害時は、「市要配慮者支援班」を設置し、区災害対策本部と連携して、要配慮者支援にあたる。
- 要配慮者・町内自治会等は、関係づくりを通じて、災害への備えを進める。

第3章 避難準備情報等の発令

- 市は、避難準備情報等の発令を適切に行う体制を整備し、また、市民に確実に伝達する手段・体制を整備する。

第2編 避難行動要支援者の避難支援等

第1章 避難行動要支援者情報の共有等

- 市は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成し、市の関係課等で共有する。
- 避難行動要支援者（名簿掲載者）は、①65歳以上の独居の高齢者で要支援1・2要介護1・2の方、②要介護3・4・5の方、③重度の障害者の方（内部障害を除く）、④重症認定を受けている難病患者（小児慢性特定疾患含む）の方、⑤特別の事情を有する方で支援を希望する方、としている。
- 災害発生時における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の意思表示がない限り、名簿情報を避難支援等関係者に提供する。
- 避難支援等関係者は、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合、としている。

第2章 避難支援等

- 本計画において、避難支援等は、情報伝達、安否確認、避難支援の3つの類型に大きく分類する。

- 市は、地域住民が平常時から避難行動要支援者の支援体制の構築に取り組み、町内自治会等に制度を周知するとともに、支援体制の構築方法をマニュアル等で示す。
- 町内自治会等は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から支援体制を構築する。
- 避難行動要支援者は、地域と交流する、家具転倒防止金具取付け等の基本的な備えをする。
- 市は、避難準備情報等を発令した場合は、避難行動要支援者や要配慮者関連施設に対し、情報伝達を実施する。
- 地理に不案内な旅行者等で、帰宅困難者になった者に対し、「むやみに移動しない」等の基本原則を周知する。
- 市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、町内自治会等や民生委員に安否確認・避難支援を要請し、これらによる避難支援等の実施を支援する。
- 町内自治会等は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、避難支援等を実施する。
- 市は、被害が甚大である等、町内自治会等だけでは安否確認・避難支援ができない場合は、民生委員や千葉県警察、千葉市社会福祉協議会等と連携しながら、避難支援等を実施する。
- 避難行動要支援者の安否確認・避難支援等のため、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、千葉市国際交流協会、福祉サービス提供者等と連携を図る。

第3編 避難所における要配慮者への配慮

- 本市における福祉避難所の類型として、身近な地域の福祉避難所を「福祉避難室」、専門性の高いサービスを提供する福祉避難所を「拠点福祉避難所」の2種類とし、災害時の様々な要配慮者のニーズに対応する。
- 避難所の設置・運営等においては、避難所担当職員のほか、共助の考え方を基本として、避難所運営委員会及びその他避難者の協力を仰ぐよう努める。
- 指定避難所に要配慮者に配慮したスペースを確保し、また必要に応じて「福祉避難室」を開設できるよう物資の備蓄等をする。
- 専門性の高いサービスを必要とする要配慮者のため、「拠点福祉避難所」を指定しておく。
- 地理に不案内な旅行者等のため、一時滞在施設の指定をしておく。
- 特殊な事情があって自宅等に残る在宅避難の要配慮者に対し、町内自治会等と連携し、状況確認や支援を実施する。